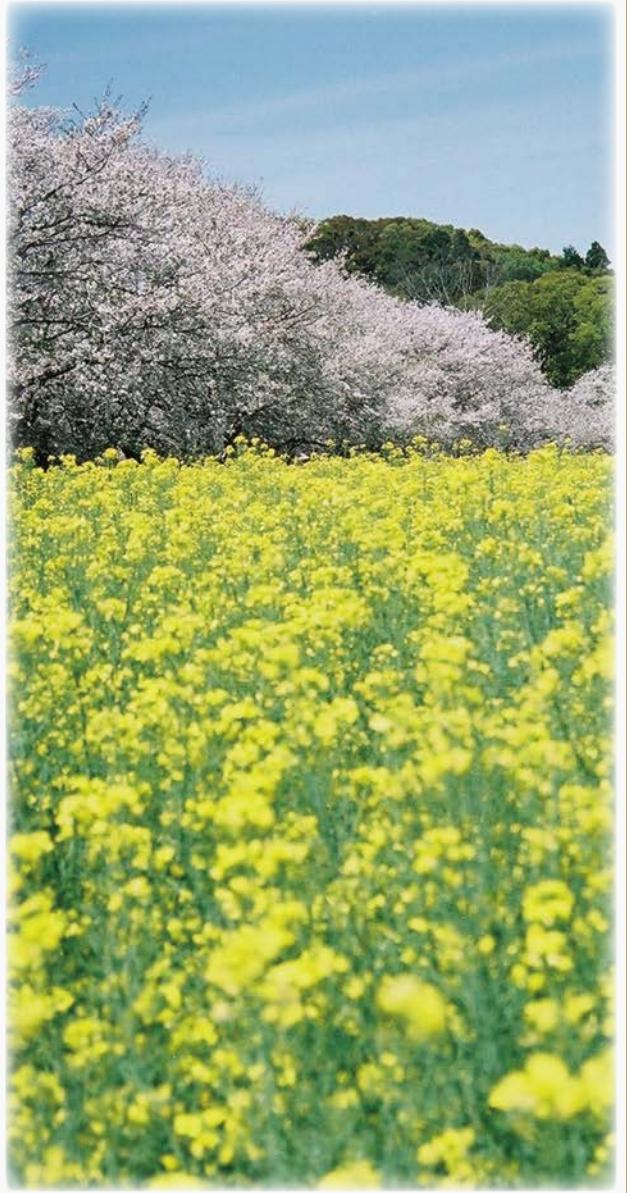


JA宮崎信連の現況

DISCLOSURE

2019





D I S C L O S U R E 2 0 1 9

CONTENTS

ごあいさつ

経営理念・経営方針	2
リスク管理の状況	3
J A グループ・J Aバンクシステム	10
事業の概況（平成 30 年度）	11
地域貢献情報	13
主な事業の内容	18

【単体経営資料】

●決算の状況	26
貸借対照表	26
損益計算書	27
キャッシュ・フロー計算書	29
剰余金処分計算書	30
注記表	31
財務諸表の適正性等にかかる確認	41
●損益の状況	42
最近の 5 事業年度の主要な経営指標	42
利益総括表	42
資金運用収支の内訳	42
受取・支払利息の増減額	43
●事業の概況	43
貯金に関する指標	43
科目別貯金平均残高	43
定期貯金残高	43

貸出金等に関する指標	44
科目別貸出金平均残高	44
貸出金の金利条件別内訳残高	44
貸出金の担保別内訳残高	44
債務保証の担保別内訳残高	44
貸出金の使途別内訳残高	44
貸出金の業種別残高	45
主要な農業関係の貸出金残高	45
リスク管理債権の状況	46
金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	47
元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	47
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	47
貸出金償却の額	47
有価証券に関する指標	48
種類別有価証券平均残高	48
商品有価証券種類別平均残高	48
有価証券残存期間別残高	48
有価証券の時価情報等	49
有価証券の時価情報	49
金銭の信託の時価情報	50
デリバティブ取引等	50
●経営諸指標	50
利益率	50
貯貸率・貯証率	50
●自己資本の充実の状況	51
自己資本の状況	51
信用リスクに関する事項	55
信用リスク削減手法に関する事項	58
派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	60
証券化エクスポートジャーナーに関する事項	61
オペレーションル・リスクに関する事項	61
出資その他これに類するエクスポートジャーナーに関する事項	61
金利リスクに関する事項	63
【役員等の報酬体系】	
役員・職員等・その他	66
【信連の概要】	
沿革	68
組織	69
特定信用事業代理業者の状況	70
店舗等のご案内	71
【索引】	

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
金額は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

ごあいさつ



経営管理委員会会長
藏富英志



代表理事理事長
迫 義文

皆さまには、日頃より宮崎県信用農業協同組合連合会（愛称：JA宮崎信連）をお引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和23年の設立以来、宮崎県農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域経済・社会の繁栄に役立つ金融機関を目指して、事業を運営してまいりました。

これもひとえに皆さまの温かいご理解とご支援の賜物と深く感謝を申し上げます。

さて、わが国経済は、相次ぐ自然災害により個人消費や輸出を中心に一時的に押し下げられたものの、設備投資の増加や個人消費の持ち直しが続くなど緩やかな回復傾向が継続しています。

日銀は、平成28年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入しましたが、目標とする2%の物価上昇とは依然乖離があるため、現行の緩和策が継続される状況となっています。

また、農業を取り巻く環境は、農業者の減少や高齢化が進行するなか、TPP11や日EU・EPAが発効されるなど外部環境も大きく変化しています。

このような情勢のなかで、全国一体的事業運営と破綻未然防止システムを柱とした「JAバンク基本方針」のもと、当会は農業専門金融機関、地域金融機関としてJA・信連・農林中央金庫一体となった業務機能の発揮と併せ、財務の健全化、リスク管理の強化ならびにJAバンク自己改革の実践に取組んでいるところであります。

今後も、農業はもとより地域の発展と皆さまのご要望にお応えできるよう、役職員一体となって、なお一層のサービスに心掛けてまいります。

ここに、当会に対するご理解をより深めていただくために、経営方針、最近の業況、現在の業務内容等を中心とりまとめて「JA宮崎信連の現況2019」を作成いたしました。

ご高覧いただき、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

経営管理委員会会長

藏富英志

代表理事理事長

迫

義文

《経営理念・経営方針》

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では資金を必要とする農家組合員の皆さま方や、JA・農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

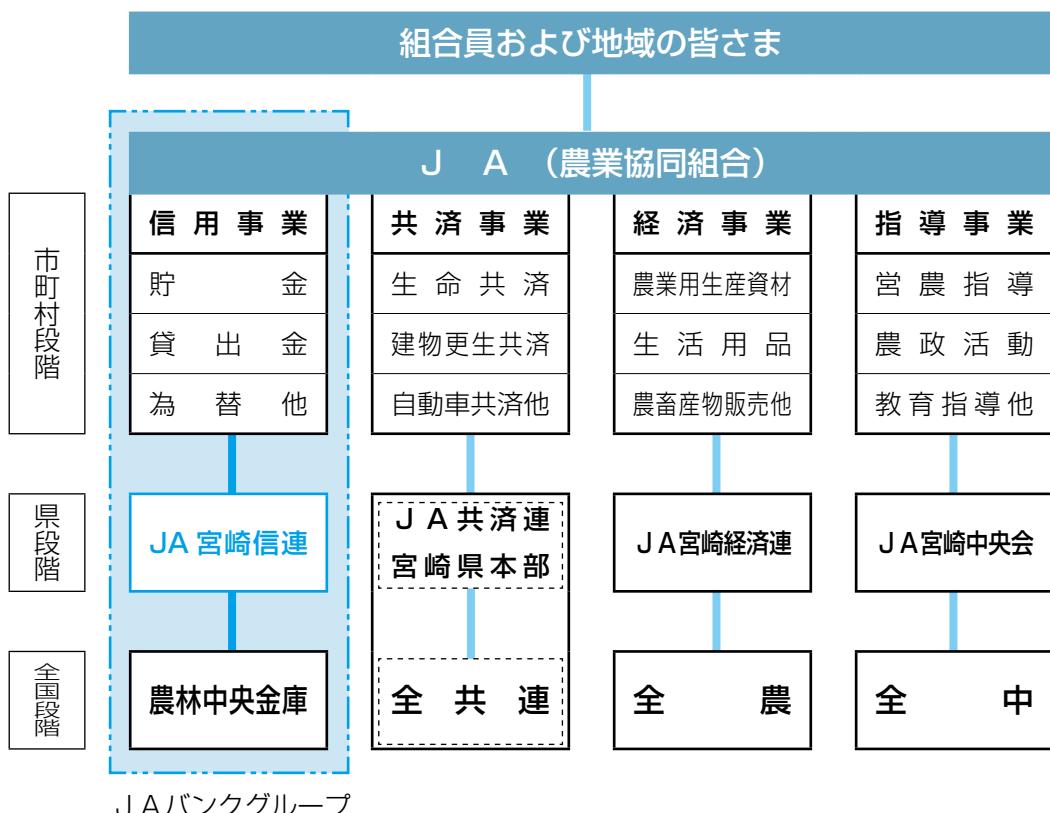
当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

その中で当会は、JA組合員等利用者基盤の維持・拡充を図りつつ、JAバンクの一体的な事業運営とJAバンク全体の安全性・効率性の確保に努め、JAバンク自己改革を実践していくため、2019年度から2021年度の中期経営計画を策定し、以下の基本方針のもとで、組合員や地域の皆さまに信頼される経営かつ利用者主導のサービス提供を目指した業務運営を行っております。

1. 組合員・利用者から信頼され、選ばれるJAバンクの構築
2. 経営体質の強化・安定による収益確保と会員への還元機能発揮

● JAグループ組織図



《リスク管理の状況》

●リスク管理体制

金融・経済のグローバル化やIT技術の進展等により、金融機関が直面するリスクは多様化・複雑化しており、様々なリスクをいかに適切に把握し管理していくかが収益確保の決定的要素となっております。

また、バーゼルⅢの導入等を背景とした自己責任原則に基づく金融機関経営の健全性維持には、リスク管理への取組強化が従来以上に問われており、経営の健全性・安全性を確保するためには、個々のリスクの管理および様々なリスクの統合的管理の充実が重要な課題となっております。

当会では、このような認識のもと、より高度なリスク管理体制を構築することを目的として、「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理の組織体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。また、管理すべきリスクを「収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク・市場リスク）」とそれ以外の「オペレーションル・リスク」に分類し、それぞれ管理要領を個別に定めて管理を行うとともに、これらを統合的にマネジメントすることを志向しております。

なお、リスク構造等の実態把握と諸リスクの統合的管理、これらを踏まえた各種リスクにかかる限度額の設定・管理等を実施するとともに、リスク管理の観点から諸情報を分析し、適切な経営の判断に資するため、定期的にリスク管理委員会を開催しております。

・ A L M管理体制

資産・負債を総合的に管理し、経済・金融見通しを踏まえた調達・運用構造の現状分析および調達・運用にかかる方針等の協議・検討を行うとともに、中長期的なA L Mの実践により経営の安定化に資するため、定期的にA L M委員会を開催し、財務内容の健全化に努めております。

・貸出審査体制

貸出部門とは独立した2次審査部門を設け、与信審査や信用格付審査を行うなど、厳正な審査に基づいた貸出業務運営に努めております。

・自己査定体制

第2次査定部門において第1次査定結果の正確性の検証を行うなど、資産の厳正な自己査定に努めるとともに、自己査定結果を踏まえた適正な償却・引当処理を行っております。

●統合的なリスク管理について

当会が抱えるリスクには、信用リスク・市場リスクのように収益を追求するために能動的に取得するリスクと、オペレーションル・リスクのように受動的に発生するリスクがあり、各リスクの特性に適したリスク管理を行う必要があるとともに、多様な資産を組み合わせてポートフォリオを構築する当会においては、これらの異なるリスクを統合的に管理し、経営体力に見合う範囲のリスクテイクにより適切なマネジメントを行うことが不可欠となっております。

このような状況のもとで、当会にあっては、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、農協法第11条の2で規定されている経営の健全性を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント（規制資本管理）を実施するとともに、財務上の諸リスクを中心影響度が大きく計量化が可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを、一定の前提のもとで計数化し、統合的なリスクの把握と管理を実施しております（経済資本管理）。この統合的なリスク管理は、リスクテイクを自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲で行うことによって経営の健全性を確保し、同時にリスク・リターン特性を踏まえた資産運用を行うことで収益性・効率性の向上を目指すものであり、規制対応を主な目的とする規制資本管理に対して、経営をコントロールする手法として位置付けております。



●法令等遵守体制

役職員の行動規範としてコンプライアンスの基本方針等を制定し、役職員一人一人が、その趣旨を踏まえて業務運営に取組んでいるところであります。今後もその定着化に努め具体的に業務運営にも反映されるよう意識の強化や体制整備を図り、常に信頼される金融機関であり続けることを目指しております。

コンプライアンスに定める基本方針8項目は以下のとおりです。

1. 当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図ります。

2. 会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供ならびに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に發揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない公正な事業運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダーリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

6. 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保します。

7. 環境問題への取組

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取組みます。

8. 持続可能な社会貢献活動への取組

当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取組みます。

●金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのお質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

●個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うこと が当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

利用者の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の窓口に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。



6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 匿名加工情報の取扱い

匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをおいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 開示・訂正等、利用停止等

保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9. 繙続的な改善

取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒 880-8686 宮崎県宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1

宮崎県信用農業協同組合連合会 リスク管理部 リスク管理課

TEL 0985-31-2068

●情報セキュリティポリシー

当会は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、
IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、本ポリシーに基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を遵守のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当会の担当部署へお申し出ください。

業務部 : 0985-31-2079

融資部 : 0985-31-2087

資金証券部 : 0985-31-2074

上記部署のほか下記の部署でも受け付けます。

リスク管理部 : 0985-31-2068

受付時間 : 午前9時～午後5時

(金融機関の休業日を除く)

J Aバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でうかがいます。

J Aバンク相談所

電話番号 : 03-6837-1359

受付時間 : 午前9時～午後5時

(金融機関の休業日を除く)

② 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、「鹿児島県弁護士会紛争解決センター」を利用しています。

当弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、①のリスク管理部（0985-31-2068）またはJAバンク相談所（03-6837-1359）にお申し出ください。



●利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客様に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

警察、財団法人暴力追放センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

●貸出運営についての考え方

当会は、農業専門金融機関として、農業・農村の再生、活性化に向けた農業関係団体等への農業関連融資はもとより、地域金融機関として、地域経済の発展に向けた地元企業、地方公共団体等の皆さまの幅広い資金ニーズ対応にも積極的に取組んでいます。

また、当会の融資方針として、特定の大口取引先に偏ることなく、リスク管理等に充分注意して貸出の健全性を維持向上していくよう努めています。

●内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、当会の全ての部署を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および常勤監事に報告した後、被監査部門に通知し、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会・経営管理委員会・監事會に報告しています。

《JAグループ・JAバンクシステム》

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

● 「JAバンクシステム」の仕組み

J Aバンクは、全国のJ A・信連・農林中央金庫（J Aバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さんに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、J Aバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「J Aバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「一体的事業運営」と「破綻未然防止システム」を2つの柱としています。

● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえで、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組みをしています。

● 「破綻未然防止システム」の機能

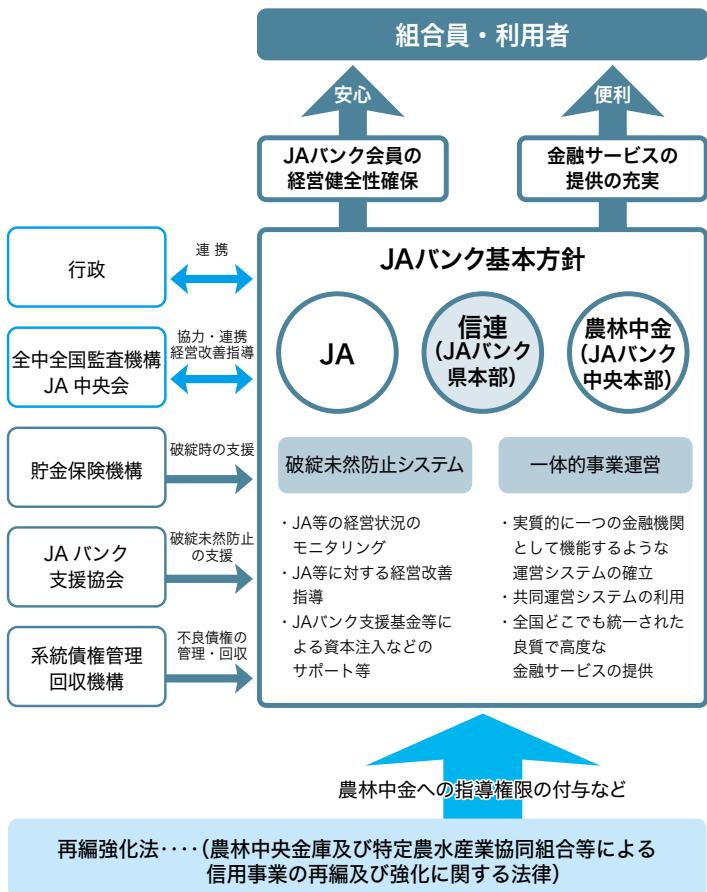
「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

●貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

●JAバンクシステム概念図



«事業の概況（平成30年度）»

●貯金

会員である県内JA貯金の増強対策を支援するとともに、農業関連団体等や地方公共団体との取引深耕に努めたものの、期末残高は前年比31億円減少し6,672億円となりました。

●貸出金

会員を含めた農業関連団体等および地方公共団体・員外への積極的な融資推進を行い、会員・員外向け融資残高が増加したことから、期末残高は前年比87億円増加し1,191億円となりました。

●有価証券・預け金

有価証券は、公社債・外国証券の中長期債の運用と株式運用を行いました。期末残高は前年比19億円増加し1,676億円となりました。

預け金は、農林中央金庫への預金を中心に運用しました。期末残高は前年比148億円減少し4,170億円となりました。

●受託貸付金

日本政策金融公庫（農林水産事業）資金残高については農業労働力の減少や素畜価格の高止まり等厳しい環境のなか、農業経営基盤強化資金の無利子化措置等も含め長期・低利融資制度の周知に努めたものの、前年比912百万円減少し145億円となりました。

日本政策金融公庫（国民生活事業）教育資金残高については償還額が貸付額を大きく上回ったことから前年比26百万円減少し102百万円となりました。

住宅金融支援機構資金残高については新規貸付がなされたことから前年比857百万円減少し34億円となりました。

結果、受託貸付金等の期末残高は前年比1,797百万円減少し181億円となりました。

●損益状況

経常利益は、前年比6億円減少し18億円となりました。当期剰余金は、前年比5億円減少し15億円となりました。

●当会が対処すべき課題等

当会は「JAバンク基本方針」に基づきJA・農林中央金庫と総合力を結集し、JAバンクとしての健全性確保の責務を果たしたうえで、JAバンクの一体的な事業運営とJAバンク全体の安全性・効率性の確保に努める必要があります。

そこで、当会は、「組合員・利用者から信頼され、選ばれるJAバンクの構築」と「経営体質の強化・安定による収益確保と会員への還元機能発揮」を基本方針として業務に取組みます。

●JAバンク自己改革

農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取組むため、農林中央金庫およびJAと一体となり「JAバンク自己改革」に取組んでいます。

【農業メインバンク機能強化における主な取組み】

①産地経営体ステップアップ事業等

農林中央金庫による助成事業を活用し、トレーニングハウス建設にかかる費用の助成を実施しております。

②メイン強化先・農業法人アプローチ先の全先訪問活動

地域の中核的な担い手となるメイン強化先や農業法人との関係構築・強化のため全先訪問活動を実施しております。



③メイン強化先・農業法人へのCS調査

メイン強化先および農業法人の満足度向上を図るため、CS調査を実施しております。

④JAバンク新規就農応援事業

新規就農者への農業経営にかかる費用、また研修受入先に対し就農研修に必要な費用の助成を実施しております。

⑤JAバンク利子補給・利子助成事業

J Aバンク利子補給・利子助成制度の積極的な推進によって農業者の借入負担の軽減を図り、農業経営の成長支援を実施しております。

⑥農機具購入応援事業

農業近代化資金を利用して購入する農機具購入費用の一部助成を実施しております。

⑦JAバンク保証料助成事業

農業近代化資金またはアグリマイティ資金の融資を受ける農業者が負担する保証料の助成を実施しております。

【農業と地域・利用者をつなぐ主な取組み】

①農業応援金融商品の企画・販売

「食」と「農」を意識した金融商品の企画・販売を行うことで、県産農畜産物の消費拡大を応援しています。

②直売所利用活性化応援事業

対象店舗におけるJAカード利用5%割引とあわせて、直売所の利用拡大による地域貢献を目的に、カード端末導入費用ならびに直売所イベント費用の助成を実施しております。

③食農教育応援事業

県内の小学校へJAバンク補助教材「農業とわたしたちのくらし」を贈呈するほか、各JAが実施する食農教育（お米学習教室・農家のおじちゃんと語る会等）にかかる費用の助成を実施しております。

●農業メインバンク機能の強化等

多様化・高度化する大規模農業法人や担い手経営体のニーズに直接対応し、かつJAの取組みを積極的にサポートしております。また、JA・連合会・農林中央金庫等との連携により農業法人との関係を構築・強化し、農業金融センター機能の強化・拡充に取組んでおります。

《地域貢献情報》

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

●お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。



※ 現行の金利とは異なる場合があります。



●地域からの資金調達の状況

・貯金残高

(単位：百万円)

預り先	残高
会員	616,616
地方公共団体等	48,753
金融機関	0
その他の	1,882
合計	667,251

・貯金商品の販売

県下JAでは、県下統一商品として、セカンドライフ応援定期貯金「ゆとり」(平成30年3月～5月)、懸賞付定期積金「たまルン♪ルン♪」(平成30年4月～7月)、懸賞付定期貯金「サマークリーンペーン2018」(平成30年6月～8月)、懸賞付定期貯金「ツクツククリーンペーン」(平成30年10月～12月)のキャンペーン商品を販売しました。このうち「サマークリーンペーン2018」、「ツクツククリーンペーン」では、宮崎牛や県内農産物等を懸賞品とし宮崎県内の農畜産物の消費拡大にも努めました。

●地域への資金供給の状況

・貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	残高
会員	9,975
地方公共団体等	60,259
金融機関	22,611
その他の	26,259
合計	119,105

・ローン商品の発売

県下JAでは、県下統一のローン商品として、マイカーローン・教育ローン・住宅ローン・リフォームローン・フリーローン等を通年商品として取扱っております。中でもマイカーローン・フリーローンについては、平成30年10月より県下JAにてネット申込みを開始するなど、利便性の向上にも取組んでおります。

・制度融資取扱状況

(単位：百万円)

制度資金名	制度資金の概要	残高
農業近代化資金	規模拡大や設備投資等に必要な資金の融通を目的とした貸出金	1,300
特定農産加工資金	農産物の輸入自由化により影響を受ける食品製造業者の経営改善を目的とした貸出金	0
農村地域工業等導入資金	農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とした貸出金	0
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	経営の改善を図るために必要な短期の運転資金を目的とした貸出金	0
合計		1,300

●地域密着型金融への取組み (中小企業等の経営改善および地域の活性化のための取組みを含む)

・農業者等の経営支援に関する取組み方針および態勢整備 (金融円滑化にかかる基本方針)

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたします。
 - (1) 総務担当常務以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 業務担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 金融円滑化管理責任部署に「金融円滑化管理担当者」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

※ 以下の「ご相談窓口」にて、お客さまからの貸出条件変更等に係るご相談に応じております。

お客さまのためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	宮崎市霧島1丁目1番地1	融資部 融資課	0985-31-2087
		融資部 受託管理課	0985-31-2092

(ご相談受付時間：平日の午前9時～午後5時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、リスク管理部リスク管理課にてお受けいたします。
・苦情相談窓口 TEL 0985-31-2068

・外部支援機関を活用した経営改善・事業再生支援

外部支援機関を活用した経営改善・事業再生支援策として「宮崎県中小企業再生支援協議会」や「株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）」と連携した取引先への支援を行っております。

・販路拡大等に対する支援

九州各県信連・農林中央金庫が主催する「JAグループ・JFグループ九州・沖縄食の発信商談会」を開催しております。

また、輸出を検討している取引先に対しては、海外商談会への案内も行っております。

・農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

J A バンクとして、担い手ニーズや経営状況を踏まえ注力すべき層の絞込みや対応を図るため、担い手金融リーダーを全JAに設置し役割や機能を明確にするとともに、個々のスキルアップを図っております。

また、担い手がメインバンクに求める金融機能を適時・的確に提供していくため、農業法人向け資金「にないて」による支援や、農業法人向け資本供与としてアグリシードファンドの取扱い等に取組んでおります。

・営農サポート支援

組合員の所得向上を目指した営農基盤強化を図るとともに、「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」に取組むため、JAグループ宮崎に設置された「営農サポートセンター」に参画し、担い手の育成支援、組合員の所得アップ、営農基盤の強化等に取組んでおります。

・経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取組み

本県の豊富な農林水産資源を活用した産業振興および地域経済活性化を図るため、農林漁業者と中小企業者が連携して取組む新商品開発等の事業に対して助成を行う「みやざき農商工連携応援ファンド」が平成20年度に創設され、県・地域金融機関と連携のうえ融資を行っております。

平成21年度から各助成事業の公募が開始されております。

・直売所利用活性化への取組み

農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供、地域貢献を目的として、JA直売所でのJAカード利用時に5%を割引く施策を実施しております。また、JA直売所の機能強化をハード面・集客面から支援するJAグループ宮崎直売所活性化応援事業を実施しております。

●文化的・社会的貢献活動等

・農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

J A バンクによる食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子どもの農業に対する理解の深耕を図り農業ファンの拡大および地域の発展に貢献することを目的に、平成20年度から「JAバンク食農教育応援事業」として教材本贈呈事業や教育活動助成事業を行っております。



「教材本」



「宮崎県教育委員会 四本前教育長に教材本を贈呈」

・JAバンクATMの手数料を一律無料化

全国のJAバンクでは、平成20年7月22日からJAバンクATMの入出金取引にかかる時間外手数料を終日無料とするサービスを開始しております。

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、ご利用時間帯にかかわらず、全国のJAバンクATMでのご入金、ご出金を無料でご利用いただけます。

また、コンビニATM3社（セブン銀行・ローソンATM・イーネットATM）と連携しており、平日および土曜日の無料時間帯では、手数料無料でご利用いただけます。



・AEDの設置

J Aビル内に、事故や病気で突然心臓が止まった人に電気ショックを与え正常な心臓の動きを取り戻すための医療機器AED（自動体外式除細動器）を設置し、万が一の救命処置に対応できるよう備えております。

また、普通救命講習に参加してAED、救命処置、応急手当等に必要な正しい知識や技能を習得しています。

・年金相談会の実施

年金に関する社会的関心が高まる中で、県下JAに社会保険労務士を派遣し、年金相談会を実施しております。

・環境保全対策運動の実施

J Aグループでは、地球温暖化防止を目指し、古紙のリサイクル運動や省エネ運動を実施しております。

このうち古紙のリサイクル運動では、JAビル内で発生する古紙を分別し、再生したトイレットペーパーをJAビルなどで利用しております。

また、省エネ運動としては、エレベーター使用自粛、冷暖房の適正利用等により、CO₂削減を目指しております。

・災害復興支援活動

平成30年7月に豪雨による土砂崩れや浸水等が西日本各地で発生、また、平成30年9月、10月には台風24号、25号の影響により強風や豪雨による浸水等が県内各地で発生し、農業や農業関連施設等にも甚大な被害をもたらしました。

協同組合組織として、西日本豪雨被災地の広島県、愛媛県および県内被災地農家等へ職員を派遣し、農業関連施設、ビニールハウス等施設の復旧・復興等支援活動を行いました。

また、西日本豪雨被災地、平成30年9月の北海道地震による被災地の復興を願い、役職員による募金活動を行いました。

・グッドマナープロジェクト（地域貢献自治体連携サービス事業）への参加

愛犬家のマナーグッズ（犬の糞取り用ペーパースコップ）を地元自治体を通して地域住民へ配布し、地域貢献活動を展開している「グッドマナープロジェクト」に参加しております。

・MRT HAPPY Smileキャンペーンへの協賛

新入学児童を対象に防犯ブザーを無償配布し、ラジオCM・テレビCMやポスターを通じ、子どもたちの防犯対策と交通安全に対する注意喚起を行うことで、地域が一体となって犯罪や交通事故から子どもたちを守る「MRT HAPPY Smileキャンペーン」に協賛しております。

・赤十字事業への協力

献血車をJAビルに定期的に受け入れるなど、日本赤十字社の献血へも積極的に参加・協力しております。

また、赤十字事業への継続的な支援活動により、平成29年11月に日本赤十字社より感謝状を授与されました。

・ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会・ゴルフ大会の開催

J A年金友の会会員相互の交流と親睦および会員の健康増進をはかることを目的として、ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会・ゴルフ大会を開催しております。



「ゲートボール大会」

・ちょりスカラーバスの運行

J Aバンクのイメージアップを目的に、JAバンクイメージキャラクターである「ちょりス」を活用したカラーバスを宮崎・都城・延岡の各市および近郊3路線で運行しております。

地域に寄り添い、宮崎の発展に貢献する「宮崎愛」を「L O V E」というワードで表現し、JAバンクの親しみやすさをPRしております。



「ちょりスカラーバス」

・宮日キッズサッカー大会の共催

宮崎県内の多くの幼児にサッカーをプレーしてもらうことで、その楽しさや喜びを知ってもらい、あわせて親同士や子ども同士の親睦を深め、地域を越えた交流を促進することを目的に、宮崎日日新聞社と共同でサッカー大会を開催しております。



「大会の様子」

・エコキャップ回収活動

ペットボトルキャップを回収し、業者を通じてJ C V（世界の子どもにワクチンを委員会）へ届けることで、子どもたちにポリオワクチンを贈る運動に取組んでおります。

《主な事業の内容》

●貯金業務

会員であるJAをはじめとして、各JA連合会、地方公共団体、農業団体、企業そして地域の皆さんから貯金をお預かりしております。

地域・企業の皆さんにもお気軽にご利用いただけますよう、総合口座をはじめとして定期積金、各種定期貯金等を取扱っております。

J A貯金は、全国農協貯金ネットサービスおよびCDオンライン提携により全国のJA・ゆうちょ銀行・セブン銀行・コンビニATM（ローソン・イーネット）のCD・ATMで預け入れ・払い戻し（法人キャッシュカードは除く）ができます。また、CDオンライン提携により全国の金融機関のCD・ATMで払い戻し（法人キャッシュカードは除く）もできます。

地域金融機関として、皆さまのニーズにお応えできる商品開発等一層のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

・貯金商品一覧

貯金の種類	特 色	期 間 等	預入単位等
総合口座	<ul style="list-style-type: none"> 一冊の通帳に普通貯金と定期貯金、さらに自動融資機能をセットした貯金です。 セットされた定期貯金を担保に自動融資が受けられます。 (定期貯金の90%、最高300万円まで) 	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	<ul style="list-style-type: none"> 手形、小切手でのお支払のできる貯金です。 	出し入れ自由	1円以上
普通貯金	<ul style="list-style-type: none"> 家計簿がわりの出し入れ自由の貯金です。 公共料金等の自動支払口座や給与・年金等の自動受け取り口座として最適です。 	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	<ul style="list-style-type: none"> 残高に応じた金額階層別の適用金利です。 普通貯金との間で、自動的に資金の移動を行うスwingサービスがご利用になれます。 	出し入れ自由	1円以上
通知貯金	<ul style="list-style-type: none"> 短期間の資金運用に適した貯金です。 	7日以上	5万円以上
期日指定定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 個人専用の1年複利の自由金利商品です。 据置期間（1年）経過後はいつでもお引き出しうけ、元金の一部のお引き出しもできます。 	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 300万円未満
スーパー定期	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利の定期貯金で、個人の方で3年以上の預け入れの場合、半年複利がご利用になれます。 300万円を基準にして適用金利が変わります。 	1ヵ月以上5年以内	1円以上
大口定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 大口資金の運用に適した自由金利商品です。 	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
変動金利定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 半年ごとに金利の変わる自由金利商品で、個人の方で3年ものの預け入れの場合、半年複利がご利用になれます。 	1年以上3年以内	1円以上
定期積金	<ul style="list-style-type: none"> 計画にあわせて一定期間、一定額を積み立てる積金です。 毎月または2~4ヵ月間隔で積み立てます。 	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
譲渡性貯金（NCD）	<ul style="list-style-type: none"> 短期間の大口資金運用に適しており、預入期間中に譲渡が可能です。 	1週間以上2年以内	1,000万円以上

●貸出業務

会員であるJAをはじめとして、各JA連合会、地方公共団体、農業法人および団体、企業そして地域の皆さまへも融資を行っております。

豊富な資金は、運転資金、設備資金、住宅資金のほか、地域の皆さまへの各種ローンにも幅広くご利用いただいております。

そのほか、農業法人の皆さま向けにアグリプロモートローン「にないて」も準備いたしております。

・貸出商品一覧

区分	ご融資先			ご融資内容
事業資金	会員	正会員 准会員 孫会員(注1)	低利、長期の制度資金(注2)のほか、通常の運転資金・設備資金あるいは決算・賞与資金やその他の運転資金、および長期の運転資金にご利用いただけます。	
		員外(法人)		
生活資金		員外(個人)	小口生活資金あるいは住宅資金にご利用いただけます。	

(注1) 孫会員とは、正会員の組合員のことをいいます。

(注2) 当会が取扱っている制度資金には、次の資金があります。

- ・農業近代化資金
- ・特定農産加工資金
- ・農村地域工業等導入資金
- ・農業経営改善促進資金(スーパーS資金)
- など



●為替・決済業務

全国のJAをはじめすべての金融機関と提携し、振込・送金・代金取立等の内国為替業務を行っております。また、各種公共料金・税金等の口座振替業務、給与・年金等の口座振込業務も行っております。

●日本銀行歳入復代理店業務

日本銀行歳入復代理店として、各種国庫金（国税、国民年金保険料等）の収納事務を行っております。

●資金証券業務

地域の皆さまの運用ニーズにお応えするため、投資信託の窓口販売業務を行っております。

また、余裕金運用としては、公社債および農林中央金庫への預け入れを中心に、安全かつ効率的な運用を行っております。



●受託業務

日本政策金融公庫（農林水産事業・国民生活事業）、住宅金融支援機構等の受託金融機関として、農業・地域の振興、子弟の教育等に必要な長期低利資金を取扱っております。

・受託貸付金一覧

金融機関等	資金名
日本政策金融公庫 (農林水産事業)	農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金 青年等就農資金、農林漁業施設資金 農業基盤整備資金、担い手育成農地集積資金 畜産経営環境調和推進資金、振興山村・過疎地域経営改善資金 農林漁業セーフティネット資金 新規用途事業等資金、特定農産加工資金 食品流通改善資金、食品産業品質管理高度化促進資金 食品安定供給施設整備資金、農業競争力強化支援資金、 中山間地域活性化資金
住宅金融支援機構	災害復興住宅資金
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	教育資金

(注) 上記貸付金は、原則として県下JAでの取扱いとなります。

●JA推進業務

県下JAの信用事業を統括・指導する金融機関として、地域に密着した、より質の高い金融サービスの企画・開発、ならびに社会貢献事業への支援・広報等を行っております。

また、県下JAと連携を図り、JA信用事業の拡大・伸長のための指導・推進支援等に努めております。

●JA指導業務

J Aバンク基本方針に基づき、県下JAの健全経営の確立・経営基盤強化に努めており、JA信用事業の資質向上を目的とした種々の指導・研修を行っております。

また、J Aバンク宮崎人材開発計画に基づき、JA向けに集合研修、通信教育、検定試験を実施しております。



「JAバンク宮崎窓口セールスロールプレイング大会」



●その他の業務およびサービス

・その他の業務およびサービス一覧

項目	内容
内 国 為 替	全国どこの金融機関へもお振り込み、手形等のお取り立てを行っております。 また、ATMからもお振り込みいただけます。
J A キャッシュサービス	キャッシュカードにより、全国のJA・信連・漁協・都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・ゆうちょ銀行・セブン銀行・コンビニATM（ローソン・イーネット）のCD・ATMで、現金のお引き出し・残高照会ができます。 また、全国のJA・信連・ゆうちょ銀行・セブン銀行・コンビニATM（ローソン・イーネット）のATMで現金預け入れもできます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがご指定の貯金口座に自動的に振り込まれ、必要な都度、窓口やCD・ATMでお引き出しできます。盗難や紛失の心配もなく安心です。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等の年金、配当金等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れ等のご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料・NHK放送受信料・電話料のほか、税金・高校授業料・水道料等をご指定貯金口座から自動的に引き落しのうえ払い込みいたします。
ファームバンキングサービス	お客さまの資金管理や経理事務の効率化のご要望にお応えするサービスです。 現在お使いのOA機器（ファックス・パソコン・多機能電話機）とJAのコンピューターセンターとを通信回線で結ぶことにより、オフィスにいながら「資金移動」「取引内容の照会」をスピーディーに行っていただけるサービスです。
クレジットサービス（JAカード）	お買物・ご旅行・お食事等、お客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、JAバンクのICキャッシュカードとクレジットカード機能がひとつになったJAカード（一体型）もお申込みいただけます。
クレジットカードキャッシングサービス	不意に現金が必要になった時は、キャッシングサービスを全国のJAバンク・JFマリンバンク、提携先各社・提携金融機関のCD・ATMなどでご利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。 ※提携先各社・提携金融機関については、JAバンクのホームページまたはJAバンクの窓口にてご照会ください。
総合振込サービス	お客さまから振込データを電子媒体でいただくことにより、自動的にお振り込みいたします。
定時自動送金	毎月の家賃の振り込みや学費の仕送り等の振込内容を、あらかじめ登録していただき、自動的にご指定の貯金口座から引き落としのうえお振り込みいたします。
デビットカード	ジェイデビットのマークのお店で、端末にJAのキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお買い物等のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落とされます。
J A ネットバンク	パソコン・携帯電話・スマートフォンからインターネットにアクセスし、残高照会・入出金明細照会・振込・振替等のサービスがご利用いただけます。
でんさいサービス	「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）で取扱われる電子記録債権のこと、手形や振込に比べ資金決済が安全で円滑に行えるサービスです。 ※でんさいサービスのご利用は、「法人JAネットバンク」のご契約が必要です。

●商品・サービスご利用に際しての留意事項

1. 貯金・ローン等の商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただきなど、よくご確認のうえご利用ください。
2. ローン等のご利用に際しましては、ご契約上の規定、ご返済方法（返済日、返済額ほか）、ご利用限度額、現在のご利用額等にご留意ください。

■手数料一覧

◆内国為替の取扱手数料
[窓口扱いによるもの]

(令和元年7月1日現在)

種類	取扱種別	徴収単位	県内系統 金融機関 あて	県外系統 金融機関 あて	他の金融 機関あて
送金手数料	普通扱い	1件につき	648円	648円	648円
振込手数料	電信扱い	3万円未満1件につき	324円	432円	540円
		3万円以上1件につき	540円	648円	756円
	文書扱い	3万円未満1件につき	324円	324円	432円
代金取立手数料 (隔地間)	至急扱い	1通につき	864円	864円	864円
	普通扱い	1通につき	540円	648円	648円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	648円		
	不渡手形返却料	1通につき	648円		
	取立手形組戻料	1通につき	648円		
	取立手形店頭呈示料	1通につき			
	ただし、600円を超える取立経費を 要する場合はその実費を徴します。			648円	

【注】上記手数料には消費税(8%)が含まれています。

[FD・MT等の媒体および自動化機器等によるもの]

(令和元年7月1日現在)

種類	取扱種別	徴収単位	県内系統 金融機関 あて	県外系統 金融機関 あて	他の金融 機関あて
振込手数料	FD・MT等の 媒体による振込	3万円未満1件につき	216円	324円	432円
		3万円以上1件につき	432円	540円	648円
	* ATMによる 振込	3万円未満1件につき	216円 (324円)	324円 (432円)	432円 (540円)
		3万円以上1件につき	324円 (540円)	540円 (648円)	648円 (756円)
	定時 自動送金	3万円未満1件につき	216円	324円	432円
		3万円以上1件につき	432円	540円	648円
	ファームバンキング による振込	3万円未満1件につき	216円	324円	432円
		3万円以上1件につき	432円	540円	648円

【注】上記手数料には消費税(8%)が含まれています。

* ATMによる振込のうち（）内の金額については、他行カードを使用した場合の手数料になります。

[インターネットバンキングによるもの]

(令和元年7月1日現在)

種類	徴収単位	県内系統 金融機関 あて	県外系統 金融機関 あて	他の金融 機関あて
振込手数料	3万円未満1件につき	108円	270円	378円
	3万円以上1件につき	324円	432円	540円

【注】1. 上記手数料には消費税(8%)が含まれています。

2. インターネットバンキングのご利用にあたっては、別途利用手数料がかかります。



■手数料一覧

◆ATM利用手数料

[本会ATM利用]

(令和元年7月1日現在)

曜日	利用可能時間帯	J A バンク	J F マリンバンク	ゆうちょ銀行	三菱UFJ 銀行	ゆうちょ銀行 三菱UFJ銀行を除く 他の提携金融機関
		入出金	出金	出金	出金	出金
平日	8:00～8:45	無料	無料	108円	108円	108円
	8:45～18:00			108円	無料	108円
	18:00～21:00			108円	108円	216円
土曜日	9:00～14:00			108円	108円	216円
	14:00～17:00			108円	108円	216円
日曜日	9:00～17:00			108円	108円	216円
祝日	9:00～17:00			108円	108円	216円

【注】1. 上記手数料には消費税(8%)が含まれています。

2. ゆうちょ銀行カードでの手数料有料時間帯については、別途ゆうちょ銀行の定める手数料が発生する場合があります。

◆その他の諸手数料

(令和元年7月1日現在)

再発行手数料	貯金通帳	1冊につき	1,080円
	貯金証書	1枚につき	1,080円
	キャッシュカード	1枚につき	1,080円
	J A カード(一体型)	1枚につき	1,080円
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	540円
残高証明書発行手数料		1通につき	継続発行：324円 都度発行：540円
手形・小切手用紙代		1冊につき	手形：864円 小切手：648円
店内振込手数料		3万円未満1件につき 3万円以上1件につき	216円 432円

【注】上記手数料には消費税(8%)が含まれています。

【単体経営資料】

DISCLOSURE 2019



■ 決算の状況

◆貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成30年度 平成31年3月31日	平成29年度 平成30年3月31日	科 目	平成30年度 平成31年3月31日	平成29年度 平成30年3月31日
(資産の部)		(負債の部)			
現 金	107	161	貯 金	667,251	670,359
預 け 金	417,064	431,934	当 座 貯 金	25,627	26,496
系 統 預 け 金	416,984	431,846	普 通 貯 金	16,032	14,430
系 統 外 預 け 金	80	88	貯 蓄 貯 金	5	6
有 債 証 券	167,626	165,655	通 知 貯 金	200	800
国 債	52,070	57,364	別 段 貯 金	1,568	313
地 方 債	25,246	25,831	定 期 貯 金	623,791	628,287
政 府 保 証 債	8,825	10,147	定 期 積 金	25	24
社 会 債	34,620	27,861	借 用 金	18,633	13,933
外 国 証 券	29,813	26,399	代 理 業 務 勘 定	8	56
株 式	2,876	4,481	そ の 他 負 債	979	400
受 益 証 券	14,172	13,568	貸 付 留 保 金	—	5
貸 出 金	119,105	110,323	未 払 法 人 税 等	211	150
手 形 貸 付	102	78	貯 金 利 子 諸 税 その 他	6	7
証 書 貸 付	89,934	84,819	仮 受 金	5	7
当 座 貸 越	6,458	2,695	そ の 他 の 負 債	343	13
金 融 機 関 貸 付	22,611	22,730	未 払 費 用	389	200
そ の 他 資 産	1,163	985	前 受 収 益	8	7
従 業 員 貸 付 金	65	67	未 決 済 為 替 借	14	8
差 入 保 証 金	1	1	諸 引 当 金	2,056	2,039
仮 払 金	42	1	相 互 援 助 積 立 金	1,777	1,736
そ の 他 の 資 産	299	303	賞 与 引 当 金	64	68
未 収 収 益	723	595	退 職 給 付 引 当 金	185	215
前 払 費 用	2	3	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	29	18
未 決 済 為 替 貸	28	13	緑 延 税 金 負 債	829	1,192
有 形 固 定 資 産	658	670	債 務 保 証	2,839	3,009
建 物	116	123	負 債 の 部 合 計	692,597	690,990
土 地	522	522	(純資産の部)		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	19	23	出 資 金	20,893	20,036
外 部 出 資	35,350	29,964	回 転 出 資 金	1,188	2,072
系 統 出 資	32,783	27,397	利 益 剰 余 金	25,918	25,564
系 統 外 出 資	2,566	2,566	利 益 準 備 金	10,937	10,517
債 務 保 証 見 返	2,839	3,009	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,980	15,046
貸 倒 引 当 金	△ 727	△ 651	經 營 基 盤 安 定 化 積 立 金	5,525	5,105
			特 別 積 立 金	6,987	6,987
			当 期 未 処 分 剰 余 金	2,467	2,953
			(うち 当 期 剰 余 金)	(1,550)	(2,078)
資 产 の 部 合 計	743,188	742,052	会 員 資 本 合 計	47,999	47,672
			そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	2,591	3,389
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,591	3,389
			純 資 产 の 部 合 計	50,591	51,062
			負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計	743,188	742,052

◆損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年度 平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 29 年度 平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
経 常 収 益	7,803	8,106
資 金 運 用 収 益	5,894	5,987
貸 出 金 利 息	1,161	1,223
預 け 金 利 息	42	53
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,873	2,239
そ の 他 受 入 利 息	2,816	2,471
(う ち 受 取 鑑 励 金)	(2,545)	(2,205)
(う ち 受 取 特 別 配 当 金)	(269)	(265)
役 務 取 引 等 収 益	969	1,014
受 入 為 替 手 数 料	27	26
そ の 他 の 受 入 手 数 料	941	987
そ の 他 事 業 収 益	429	427
受 取 助 成 金	0	1
国 債 等 債 券 売 却 益	53	50
金 融 派 生 商 品 収 益	—	0
そ の 他 の 事 業 収 益	375	375
そ の 他 経 常 収 益	511	676
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	12
株 式 等 売 却 益	501	653
そ の 他 の 経 常 収 益	10	9
経 常 費 用	5,965	5,666
資 金 調 達 費 用	3,254	2,973
貯 金 利 息	101	165
借 用 金 利 息	66	66
そ の 他 支 払 利 息	3,086	2,741
(う ち 支 払 鑑 励 金)	(3,086)	(2,741)
役 務 取 引 等 費 用	869	894
支 払 為 替 手 数 料	7	7
そ の 他 の 支 払 手 数 料	861	886
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	0	0
そ の 他 事 業 費 用	3	160
支 払 助 成 金	3	2
国 債 等 債 券 償 返 損	—	157
金 融 派 生 商 品 費 用	0	—
経 人 件 費	1,522	1,507
物 件 費	762	780
税 金	726	691
	34	35

その他の経常費用	314	131
貸倒引当金繰入額	75	—
相互援助積立金繰入額	41	40
株式等売却損	192	87
その他の経常費用	4	3
経常利益	1,838	2,439
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
その他の特別利益	—	0
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	1,838	2,440
法人税、住民税及び事業税	344	355
法人税等調整額	△57	6
法人税等合計	287	361
当期剰余金	1,550	2,078
当期首繰越剰余金	916	874
当期末処分剰余金	2,467	2,953

◆キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年度 平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 29 年度 平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,838	2,440
減価償却費	15	19
貸倒引当金の増減額（△は減少）	75	△ 12
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	16	△ 17
資金運用収益	△ 5,894	△ 5,987
資金調達費用	3,254	2,973
有価証券関係損益（△は益）	△ 57	△ 171
固定資産処分損益（△は益）	△ 0	△ 0
貸出金の純増（△）減	△ 8,782	△ 4,293
預け金の純増（△）減	7,700	△ 44,500
貯金の純増減（△）	△ 3,108	47,040
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	4,700	6,500
その他	△ 100	△ 167
資金運用による収入	5,755	6,002
資金調達による支出	△ 3,052	△ 2,981
事業分量配当金の支払額	△ 998	△ 853
小 計	1,361	5,989
法人税等の支払額	△ 283	△ 449
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,077	5,540
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 33,493	△ 38,441
有価証券の売却による収入	9,517	11,845
有価証券の償還による収入	21,288	14,546
固定資産の取得による支出	△ 2	△ 8
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資の増加による支出	△ 5,386	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,075	△ 12,057
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	857	868
出資配当金の支払額	△ 198	△ 189
回転出資金の払出による支出	△ 883	△ 895
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 224	△ 216
4 現金および現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金および現金同等物の減少額（増加額）	△ 7,223	△ 6,733
6 現金および現金同等物の当期首残高	40,591	47,325
7 現金および現金同等物の当期末残高	33,368	40,591



◆**剰余金処分計算書**

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年度	平成 29 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,467	2,953
剰 余 金 処 分 額	1,604	2,036
利 益 準 備 金	311	420
任 意 積 立 金	311	420
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	311	420
出 資 配 当 金	245	198
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	245	198
事 業 分 量 配 当 金	737	998
次 期 繰 越 剰 余 金	862	916

【注】 1. 普通出資に対する配当率は、次のとおりです。

平成30年度 1.185%

平成29年度 1.000%

2. 事業分量配当金の基準（1年定期貯金ネット平均残高に対し）は、次のとおりです。

平成30年度 0.130%

平成29年度 0.180%

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

①種類 経営基盤安定化積立金

②積立目的 県下信用事業の基盤の維持・強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積み立てる。

③積立目標額 特別積立金の残高に達するまでの額。

④積立・取崩基準 総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

注記表

平成 30 年度
(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	8 年～ 50 年
その他	3 年～ 35 年
- (4) 相互援助積立金は、「宮崎県 JA バンク支援制度要領」に基づき、JA バンク支援積立金として必要額を計上しています。
- (5) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、480 百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、1,419 百万円です。
- (3) 担保に供している資産は、為替決済に伴う担保としての定期預金 61,000 百万円、先物取引証拠金等の代用としての有価証券 207 百万円です。
- (4) 貸出金のうち、破綻先債権額は 287 百万円、延滞債権額は 70 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項 3 号イからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (5) 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額は 15 百万円です。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (6) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄などの他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (7) 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は 372 百万円です。

なお、(4) から (7) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (8) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,299 百万円です。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 13,820 百万円が含まれています。
- (10) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,133 百万円が含まれています。



3 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、25%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借用金のうち3,133百万円は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況についてもリスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規程および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

また、管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会や理事会に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会およびリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク管理部においてモニタリングを行っています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.14%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,701百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	417,064	417,083	18
有価証券			
満期保有目的の債券	27,823	27,427	△ 396
その他有価証券	139,802	139,802	—
貸出金	119,171		
貸倒引当金		△ 727	
貸倒引当金控除後	118,444	120,297	1,853
資産計	703,135	704,611	1,475
貯金	667,251	667,303	52
借用金	18,633	18,633	—
負債計	685,884	685,936	52

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金 65 百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借用金

借用金は変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めていません。

貸借対照表計上額

外部出資 35,350 百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	417,064	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	400	800	—	1,300	2,000	23,300
その他有価証券の うち満期があるもの	25,882	11,093	14,204	9,738	10,785	53,183
貸出金	20,960	9,425	11,911	9,959	8,185	58,360
合 計	464,307	21,318	26,116	20,998	20,970	134,843

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型除外）0 百万円については「1 年以内」に含めています。

2. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 303 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	666,033	842	364	10	0	—
借用金	—	3,800	6,500	5,200	—	3,133
合 計	666,033	4,642	6,864	5,210	0	3,133

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

2. 借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金 3,133 百万円については「5 年超」に含めています。



4 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

		(単位：百万円)		
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,500	1,504	4
	その他	4,804	4,982	177
小計		6,304	6,487	182
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	4,500	4,473	△26
	その他	17,018	16,466	△552
小計		21,518	20,939	△578
合計		27,823	27,427	△396

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

		(単位：百万円)		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,272	1,116	156
	債券	116,426	113,320	3,105
	国債	51,506	49,472	2,033
	地方債	25,246	24,782	464
	社債	26,826	26,440	385
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	その他	12,847	12,624	222
	その他	9,516	8,581	934
	小計	127,214	123,018	4,195
	株式	1,604	1,883	△279
	債券	6,326	6,374	△47
	国債	564	568	△3
	地方債	—	—	—
	社債	1,794	1,799	△5
	その他	3,968	4,006	△37
	その他	4,656	4,943	△286
小計		12,588	13,200	△612
合計		139,802	136,219	3,582

(注)上記差額合計から繰延税金負債 991 百万円を差し引いた額 2,591 百万円が「その他有価証券評価差額金」になります。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)			
	売却額	売却益	売却損
株式	2,618	351	192
債券	5,057	53	—
その他	1,280	150	—
合計	8,956	554	192

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、職員の退職給付にあてるため、退職一時金制度を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

(2) 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	215 百万円
退職給付費用	40 百万円
退職給付の支払額	△ 44 百万円
制度への拠出額	△ 26 百万円
期末における退職給付引当金	<u>185 百万円</u>

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	507 百万円
年金資産	△ 322 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>185 百万円</u>
退職給付引当金	185 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>185 百万円</u>

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	40 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8 百万円となっています。

また、存続組合より示された平成 31 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、108 百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

(1) 線延税金資産および線延税金負債の発生原因別の主な内訳等

線延税金資産	
貸倒引当金超過額	56 百万円
退職給付引当金超過額	51 百万円
相互援助積立金超過額	491 百万円
賞与引当金超過額	17 百万円
未払事業税	20 百万円
未払奨励金	66 百万円
その他	13 百万円
線延税金資産小計	717 百万円
評価性引当額	△ 556 百万円
線延税金資産合計 (A)	161 百万円
線延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 991 百万円
線延税金負債合計 (B)	△ 991 百万円
線延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 829 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
事業分量配当金の損金に算入される項目	△ 11.09%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.29%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.12%
住民税均等割等	0.21%
評価性引当額の増減	1.67%
その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.65%

7 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。



注記表

平成 29 年度
(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・その他有価証券
時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8 年～ 50 年
その他 3 年～ 35 年
- (4) 相互援助積立金は、「宮崎県 J A バンク支援制度要領」に基づき、 J A バンク支援積立金として必要額を計上しています。
- (5) 引当金の計上方法
① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (6) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、468 百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、1,419 百万円です。
- (3) 担保に供している資産は、為替決済に伴う担保としての定期預金 45,000 百万円、先物取引証拠金等の代用としての有価証券 209 百万円です。
- (4) 貸出金のうち、破綻先債権額は 287 百万円、延滞債権額は 1 百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (5) 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権はありません。
なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (6) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (7) 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は 288 百万円です。
なお、(4) から (7) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (8) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,648 百万円です。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 10,767 百万円が含まれています。
- (10) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,133 百万円が含まれています。

3 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、26%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借用金のうち3,133百万円は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況についてもリスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規程および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

また、管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会や理事会に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会およびリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク管理部においてモニタリングを行っています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.21%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,922百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを持む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	431,934	431,817	△ 117
有価証券			
満期保有目的の債券	26,542	26,043	△ 499
その他有価証券	139,112	139,112	—
貸出金	110,391		
貸倒引当金	△ 651		
貸倒引当金控除後	109,740	111,218	1,478
資産計	707,329	708,191	861
貯金	670,359	670,221	△ 137
借用金	13,933	13,933	—
負債計	684,292	684,154	△ 137

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金 67 百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借用金

借用金は変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めていません。

　　貸借対照表計上額

　　外部出資 29,964 百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	431,934	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	400	800	—	1,300	24,000
その他有価証券の うち満期があるもの	13,012	25,782	11,494	13,431	9,661	48,760
貸出金	15,310	13,891	8,713	11,311	7,057	53,751
合 計	460,257	40,073	21,008	24,742	18,018	126,512

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型除外）1 百万円については「1 年以内」に含めています。

2. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 287 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	669,355	623	219	160	0	—
借用金	—	—	4,000	6,800	—	3,133
合 計	669,355	623	4,219	6,960	0	3,133

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

2. 借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金 3,133 百万円については「5 年超」に含めています。

4 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

				(単位：百万円)
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	1,000	1,011	11
	そ の 他	5,311	5,481	170
小 計		6,311	6,492	181
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	5,000	4,876	△ 123
	そ の 他	15,231	14,674	△ 557
小 計		20,231	19,550	△ 681
合 計		26,542	26,043	△ 499

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

				(単位：百万円)
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株 式	3,283	2,832	451
	債 券	107,997	104,847	3,149
	国 債	52,279	50,348	1,931
	地 方 債	23,835	23,241	594
	社 債	17,861	17,534	327
	そ の 他	14,020	13,723	296
そ の 他		9,410	7,946	1,463
小 計		120,691	115,625	5,065
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株 式	1,197	1,292	△ 94
	債 券	13,064	13,182	△ 118
	国 債	5,084	5,172	△ 88
	地 方 債	1,996	2,000	△ 3
	社 債	3,999	4,010	△ 10
	そ の 他	1,984	2,000	△ 15
そ の 他		4,158	4,325	△ 166
小 計		18,421	18,800	△ 379
合 計		139,112	134,426	4,686

(注)上記差額合計から繰延税金負債 1,296 百万円を差し引いた額 3,389 百万円が「その他有価証券評価差額金」になります。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

				(単位：百万円)
	売却額	売却益	売却損	
株 式	4,030	513	30	
債 券	4,377	50	—	
そ の 他	1,360	140	56	
合 計	9,768	703	87	

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、職員の退職給付にあてるため、退職一時金制度を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。



② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	228百万円
退職給付費用	13百万円
退職給付の支払額	△25百万円
期末における退職給付引当金	<u>215百万円</u>

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	593百万円
年金資産	△377百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>215百万円</u>
退職給付引当金	215百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>215百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	13百万円
----------------	-------

(注)特定退職共済制度への拠出金 27百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっています。

また、存続組合より示された平成 30 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、117 百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

(1) 線延税金資産および線延税金負債の発生原因別の主な内訳等

線延税金資産	
貸倒引当金超過額	40百万円
退職給付引当金超過額	59百万円
相互援助積立金超過額	480百万円
賞与引当金超過額	18百万円
未払事業税	20百万円
その他	10百万円
線延税金資産小計	630百万円
評価性引当額	△526百万円
線延税金資産合計（A）	104百万円
線延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,296百万円
線延税金負債合計（B）	△1,296百万円
線延税金負債の純額（A）+（B）	△1,192百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
事業分量配当金の損金に算入される項目	△11.32%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.22%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.33%
住民税均等割等	0.16%
評価性引当額の増減	△0.29%
その他	0.73%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.83%

7 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

◆財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年7月1日
宮崎県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長 迫 義文

【注】財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書および注記表を指しています。



■ 損益の状況

◆最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
経常収益	7,803	8,106	7,830	8,405	8,789
経常利益	1,838	2,439	2,109	2,925	3,065
当期剰余金	1,550	2,078	1,728	2,449	2,622
出資金 (出資口数)	20,893 (2,089,340)	20,036 (2,003,627)	19,168 (1,916,814)	18,293 (1,829,352)	17,663 (1,766,353)
純資産額	50,591	51,062	49,821	50,709	50,444
総資産額	743,188	742,052	687,676	670,614	635,277
貯金等残高	667,251	670,359	623,318	610,234	574,798
貸出金残高	119,105	110,323	106,030	107,856	103,330
有価証券残高	167,626	165,655	153,511	147,739	153,817
剰余金配当金額	982	1,196	1,043	1,483	1,576
普通出資配当額	245	198	189	181	176
後配出資配当額	—	—	—	—	—
事業分量配当額	737	998	853	1,302	1,400
職員数	109	113	117	109	109
単体自己資本比率	18.21	21.26	22.62	26.51	27.61

【注】「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出してあります。

◆利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度	平成29年度	増減
資金運用収支	2,639	3,014	△375
役務取引等収支	99	119	△20
その他事業収支	425	267	158
事業粗利益	3,164	3,401	△237
(事業粗利益率)	(0.45)	(0.51)	(△0.06)

- 【注】 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

◆資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度			平成29年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	708,490	5,894	0.83	666,800	5,987	0.90
うち預け金	430,349	2,858	0.66	404,439	2,524	0.62
うち有価証券	166,188	1,873	1.13	155,969	2,239	1.44
うち貸出金	111,884	1,161	1.04	106,316	1,223	1.15
資金調達勘定	688,378	3,254	0.47	647,445	2,973	0.46
うち貯金・定積	671,991	3,188	0.47	636,542	2,906	0.46
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	16,362	66	0.41	10,884	66	0.61
総資金利ざや			0.14			0.21

- 【注】 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率
 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借用金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借用金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取獎励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払獎励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

◆受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	平成 30 年度増減額	平成 29 年度増減額
受 取 利 息	△ 93	120
	うち 預 け 金	333
	うち 有 價 証 券	△ 365
	うち 貸 出 金	△ 61
支 払 利 息	281	83
	うち 貯 金 ・ 定 積	281
	うち 譲 渡 性 貯 金	—
	うち 借 用 金	0
差 引	△ 375	36

- 【注】 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

■ 事業の概況

貯金に関する指標

◆科目別貯金平均残高

(単位：百万円、 %)

種 類	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減
流 動 性 貯 金	32,777 (4.9)	30,903 (4.9)	1,874
定 期 性 貯 金	638,833 (95.1)	605,322 (95.1)	33,511
そ の 他 の 貯 金	379 (0.0)	317 (0.0)	62
計	671,991 (100.0)	636,542 (100.0)	35,448
譲 渡 性 貯 金	— (0.0)	— (0.0)	—
合 計	671,991 (100.0)	636,542 (100.0)	35,448

- 【注】 1. 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金+定期積金
 3. () 内は構成比です。

◆定期貯金残高

(単位：百万円、 %)

種 類	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減
定 期 貯 金	623,791 (100.0)	628,287 (100.0)	△ 4,496
うち 固 定 金 利 定 期	623,791 (100.0)	628,287 (100.0)	△ 4,496
うち 变 動 金 利 定 期	— (0.0)	— (0.0)	—

- 【注】 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。



貸出金等に関する指標

◆科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
手形貸付	135	100	35
証書貸付	108,169	103,059	5,109
当座貸越	3,579	3,157	422
割引手形	—	—	—
合計	111,884	106,316	5,567

◆貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
固定金利貸出	64,352 (54.0)	66,454 (60.2)	△2,101
変動金利貸出	54,753 (46.0)	43,869 (39.8)	10,883
合計	119,105 (100.0)	110,323 (100.0)	8,782

【注】() 内は構成比です。

◆貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
貯金・定期積金等	0	1	△0
有価証券	—	100	△100
動産	732	767	△35
不動産	3,665	1,742	1,923
その他の担保物	—	—	—
小計	4,399	2,611	1,788
農業信用基金協会保証	80	87	△6
その他の保証	1,953	2,091	△138
小計	2,033	2,178	△145
信用用	112,673	105,533	7,139
合計	119,105	110,323	8,782

◆債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他の担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用用	2,822	2,898	△75
合計	2,822	2,898	△75

◆貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
設備資金	69,901 (58.7)	65,566 (59.4)	4,335
運転資金	49,204 (41.3)	44,757 (40.6)	4,446
合計	119,105 (100.0)	110,323 (100.0)	8,782

【注】() 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

◆貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
農業	1,084 (0.9)	780 (0.7)	303
林業	— (0.0)	— (0.0)	—
水産業	— (0.0)	— (0.0)	—
製造業	6,945 (5.8)	5,735 (5.2)	1,210
鉱業	— (0.0)	— (0.0)	—
建設業	— (0.0)	— (0.0)	—
電気・ガス・熱供給・水道業	— (0.0)	— (0.0)	—
運輸・通信業	1,742 (1.5)	862 (0.8)	880
卸売・小売・飲食業	4,233 (3.6)	3,887 (3.5)	346
金融・保険業	32,436 (27.2)	26,884 (24.4)	5,551
不動産業	2,605 (2.2)	2,614 (2.4)	△ 8
サービス業	7,766 (6.5)	6,947 (6.3)	818
地方公共団体	60,259 (50.6)	59,575 (54.0)	683
その他の	2,032 (1.7)	3,035 (2.8)	△ 1,003
合計	119,105 (100.0)	110,323 (100.0)	8,782

【注】()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

◆主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
農業	1,139	838	301
穀作	—	—	—
野菜・園芸	71	87	△ 15
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	801	502	299
養鶏・養卵	15	—	15
養蚕	—	—	—
その他農業	251	248	2
農業関連団体等	10,872	5,760	5,111
合計	12,012	6,599	5,412

- 【注】 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に關係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が從となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。



貸出金等に関する指標

②資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
プロパー資金	10,711	6,425	4,286
農業制度資金	1,300	173	1,126
農業近代化資金	1,300	173	1,126
その他制度資金	—	—	—
合計	12,012	6,599	5,412

- 【注】 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
日本政策金融公庫資金	14,594	15,506	△912
合計	14,594	15,506	△912

- 【注】 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

◆リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	平成30年度	平成29年度	増減
破綻先債権額	287	287	—
延滞債権額	70	1	69
3ヶ月以上延滞債権額	15	—	15
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合計	372	288	84

- 【注】 1. 破綻先債権
 元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。
 2. 延滞債権
 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
 3. 3か月以上延滞債権
 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
 4. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

貸出金等に関する指標

◆金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				合 計
		担 保	保 証	引 当		
平成 30 年度						
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	287	—	—	—	287	287
危 険 債 権	70	11	—	—	59	70
要 管 理 債 権	15	—	—	—	—	—
小 計	372	11	—	—	346	357
正 常 債 権	121,709					
合 計	122,082					
平成 29 年度						
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	287	—	0	287	287	287
危 険 債 権	2	0	1	0	2	2
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—	—
小 計	290	0	1	288	290	290
正 常 債 権	113,202					
合 計	113,492					

【注】 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものであります。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3か月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

◆元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

◆貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成 30 年度					平成 29 年度				
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	その他の				目的使用	その他の	
一般貸倒引当金	363	381	—	363	381	354	363	—	354	363
個別貸倒引当金	288	346	—	288	346	309	288	—	309	288
合 計	651	727	—	651	727	664	651	—	664	651

◆貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	平成 29 年度
貸 出 金 償 却 額	—	—



有価証券に関する指標

◆種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	平成30年度	平成29年度	増減
国債	52,999	54,708	△1,708
地方債	26,471	24,192	2,278
短期社債	—	—	—
社債	31,767	25,312	6,454
株式	3,688	3,673	14
外国証券	29,156	24,330	4,826
その他の証券	22,105	23,752	△1,646
合計	166,188	155,969	10,218

◆商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

◆有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成30年度末								
国債	8,573	7,823	7,733	7,178	5,305	15,456	—	52,070
地方債	7,239	9,065	2,165	—	—	6,776	—	25,246
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,618	5,298	4,341	3,803	13,551	5,007	—	34,620
株式	—	—	—	—	—	—	2,876	2,876
外国証券	601	812	4,995	1,002	3,941	18,460	—	29,813
その他の証券	6,164	2,143	517	—	—	—	14,172	22,998
平成29年度末								
国債	6,058	12,124	7,519	8,325	6,829	16,507	—	57,364
地方債	4,544	10,075	8,301	312	—	2,597	—	25,831
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	906	5,425	3,984	2,223	9,019	6,301	—	27,861
株式	—	—	—	—	—	—	4,481	4,481
外国証券	—	1,429	2,326	1,002	1,007	20,634	—	26,399
その他の証券	1,208	8,002	726	209	—	—	13,568	23,715

有価証券の時価情報等

◆有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

売買目的有価証券は該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成30年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,500	1,504	4	1,000	1,011	11
	外国証券	4,804	4,982	177	5,311	5,481	170
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計	6,304	6,487	182	6,311	6,492	181
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,500	4,473	△26	5,000	4,876	△123
	外国証券	17,018	16,466	△552	15,231	14,674	△557
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	21,518	20,939	△578	20,231	19,550	△681
合計		27,823	27,427	△396	26,542	26,043	△499

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成30年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,272	1,116	156	3,283	2,832	451
	債券	103,579	100,695	2,883	93,977	91,124	2,853
	国債	51,506	49,472	2,033	52,279	50,348	1,931
	地方債	25,246	24,782	464	23,835	23,241	594
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	26,826	26,440	385	17,861	17,534	327
	その他の証券	22,363	21,206	1,156	23,430	21,669	1,760
	外国証券	3,902	4,021	△119	3,872	3,802	70
	その他の証券	18,460	17,184	1,275	19,557	17,866	1,690
	小計	127,214	123,018	4,195	120,691	115,625	5,065
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,604	1,883	△279	1,197	1,292	△94
	債券	2,358	2,368	△9	11,080	11,182	△102
	国債	564	568	△3	5,084	5,172	△88
	地方債	—	—	—	1,996	2,000	△3
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,794	1,799	△5	3,999	4,010	△10
	その他の証券	8,625	8,949	△324	6,142	6,325	△182
	外国証券	3,968	4,006	△37	1,984	2,000	△15
	その他の証券	4,656	4,943	△286	4,158	4,325	△166
	小計	12,588	13,200	△612	18,421	18,800	△379
合計		139,802	136,219	3,582	139,112	134,426	4,686

- 【注】 1. 時価は期末における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。



◆金銭の信託の時価情報

金銭の信託は該当ありません。

◆デリバティブ取引等

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引は該当ありません。

■ 経営諸指標

◆利益率

(単位：%)

項目	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減
総資産経常利益率	0.25	0.35	△ 0.10
純資産経常利益率	3.93	5.32	△ 1.39
総資産当期純利益率	0.21	0.30	△ 0.09
純資産当期純利益率	3.32	4.53	△ 1.21

【注】 1. 総資産経常利益率＝経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

2. 純資産経常利益率＝経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）/ 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）/ 純資産勘定平均残高 × 100

◆貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減
貯 貸 率 (期末) (期中平均)	17.85	16.46	1.39
	16.65	16.70	△ 0.05
貯 証 率 (期末) (期中平均)	25.12	24.71	0.41
	24.73	24.50	0.23

【注】 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率（期末）＝有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 自己資本の充実の状況

《自己資本の状況》

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。自己資本を増強するとともに、業務の効率化等に取組んだ結果、平成31年3月末における自己資本比率は18.21%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、永久劣後特約付借入金により調達しています。

・普通出資金

項目	内容
発行主体	宮崎県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	213億円（前年度208億円）

・永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	宮崎県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	31億円（前年度31億円）
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、監督当局の事前承認が得られた場合には、1ヵ月前までの事前通知により10年経過後の利息支払期日に償還可能

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として平成21年6月に普通出資および永久劣後特約付借入金により合計94億円の調達を行いました。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出マニュアル」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーションル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。



◆自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	30年度	29年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	46,302	45,260	
うち、出資金及び資本準備金の額	21,367	20,893	
うち、再評価積立金の額	—	—	
うち、利益剰余金の額	25,918	25,564	
うち、外部流出予定額(△)	982	1,196	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,158	2,099	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,158	2,099	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,133	3,133	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	51,594	50,493	
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去)の額の合計額	—	—	—
うち、のれんに係るもの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	—	—	
自己資本			
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	51,594	50,493	
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	275,292	228,755	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	△19,073	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	△19,073	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,969	8,723	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	283,262	237,479	
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(二))	18.21%	21.26%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

◆自己資本の充実度に関する事項

[信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳]

(単位:百万円)

信 用 リ ス ク・ア セ ッ ト	平成30年度			平成29年度		
	エクスポート ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現 金	107	—	—	161	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	50,152	—	—	56,150	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	2,171	32	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	85,185	—	—	84,923	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,514	502	20	4,149	829	33
国際開発銀行向け	—	—	—	182	2	0
地方公共団体金融機構向け	6,820	330	13	7,760	358	14
我が国の政府関係機関向け	6,675	225	9	7,128	236	9
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	452,432	89,789	3,591	465,187	93,319	3,732
法 人 等 向 け	62,084	39,447	1,557	53,925	34,522	1,380
中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	27	18	0
抵 当 権 付 住 宅 口 一 ン	105	13	0	114	14	0
不 動 产 取 得 等 事 業 向 け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	337	74	2	289	2	0
取 立 未 済 手 形	—	—	—	—	—	—
信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	80	7	0	87	7	0
株 式 会 社 地 域 経 済 活 性 化 支 援 機 構 等 に よ る 保 証 付	—	—	—	—	—	—
出 資 等	5,587	5,587	223	12,763	12,763	510
(うち出資等のエクスポートジャー)	5,587	5,587	223	12,763	12,763	510
(うち重要な出資のエクスポートジャー)	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	51,380	126,911	5,076	42,904	105,693	4,227
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャー)	3,607	9,019	360	3,607	9,019	360
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポートジャー)	46,584	116,461	4,658	38,146	95,367	3,814
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャー)	161	403	16	104	260	10
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャー)	—	—	—	—	—	—

(うち上記以外のエクスポートジャー)	1,026	1,026	41	1,045	1,045	41
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちＳＴＣ要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非ＳＴＣ要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャー	17,030	12,402	496	8	12	0
(うちルックスルーフ方式)	17,030	12,402	496	8	12	0
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	19,073	762
標準的手法を適用するエクスポートジャー別計	740,495	275,292	11,011	738,014	228,740	9,149
CVAリスク相当額 ÷ 8%		—	—		13	0
中央清算機関連エクスポートジャー	—	—	—	108	2	0
合計(信用リスク・アセットの額)	740,495	275,292	11,011	738,122	228,755	9,150
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	7,969	318	8,723	348		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	283,262	11,330	237,479	9,499		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポートジャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポートジャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポートジャー、重要な出資のエクスポートジャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. オペレーションル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 (オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$(粗利益(正の値の場合に限る) \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額} \quad \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

《信用リスクに関する事項》

●リスク管理の方針および手続の概要

当会では、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、当会が損失を被るリスク」と定義し、当該リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するために「信用リスクマネジメント要領」においてマネジメントにかかる考え方・体制・手法等を定め、信用リスク量が経営体力の範囲内となるように管理しております。

具体的には、信用リスクマネジメントにかかる企画・執行・モニタリング・審査の各担当部署が、それぞれ組織的に分離・独立し、相互に牽制しあうことにより十全なリスクマネジメントを行うよう体制を整備し、信用リスク量の計測・信用格付・自己査定・個別審査・各種限度額管理の手法を定め、モニタリング結果を定期的に報告することによってマネジメントの強化に努めております。

また、常務理事・各室部長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとおよび必要に応じて開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容および対応方針を決定しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っています。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株 式 会 社 格 付 投 資 情 報 セ ン タ ー (R & I)
株 式 会 社 日 本 格 付 研 究 所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グ ロ ー バ ル・ レ ー テ ィ ン グ (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央 政 府 お よ び 中 央 銀 行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクspoージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

【注】「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

◆信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位:百万円)

		平成 30 年度				平成 29 年度					
		信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポートの残高	
国 内	694,668	121,072	116,516	—	337	708,235	113,487	118,482	—	289	
国 外	28,796	—	28,796	—	—	29,887	—	26,409	—	—	
地域別残高計	723,464	121,072	145,313	—	337	738,122	113,487	144,891	—	289	
法人	農 業	737	737	—	—	49	744	744	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	14,459	6,965	5,905	—	—	12,118	5,741	4,002	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	6,841	2,504	4,107	—	—	5,195	2,504	2,403	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	5,644	—	5,609	—	—	4,008	—	4,008	—	—
	運輸・通信業	9,536	1,745	7,436	—	—	9,107	863	7,740	—	—
	金融・保険業	522,515	29,966	42,235	—	287	533,980	29,789	42,655	—	287
	卸売・小売・飲食・サービス業	23,383	17,664	5,033	—	—	17,321	13,374	3,134	—	—
個人	日本国政府・地方公共団体	135,337	60,348	74,985	—	—	141,197	59,589	80,946	—	—
	上記以外	4,016	1,032	—	—	—	7,303	738	—	—	—
個 人	819	—	—	—	—	—	6,934	—	—	—	—
そ の 他	723,464	121,072	145,313	—	337	738,112	113,487	144,891	—	289	
1年以下	436,256	13,820	25,077	—		454,566	9,877	12,631	—		
1年超3年以下	35,572	10,920	24,609	—		49,740	13,459	36,279	—		
3年超5年以下	33,061	15,231	17,830	—		35,291	13,113	22,177	—		
5年超7年以下	28,331	16,873	11,457	—		34,865	23,305	11,560	—		
7年超10年以下	41,141	19,880	21,260	—		43,948	27,614	16,334	—		
10年超	88,968	43,890	45,077	—		71,736	25,827	45,908	—		
期限の定めのないもの	60,134	456	—	—		47,973	289	—			
残存期間別残高計	723,464	121,072	145,313	—		738,122	113,487	144,891	—		
平均残高計	696,896	114,031	148,662	—		658,782	109,376	139,773	—		

- 【注】 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。
- なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポートをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◆貸倒引当金の期末残高および期中増減額

〔貸倒引当金の期末残高および期中の増減額〕

(単位：百万円)

	平成 30 年度					平成 29 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	363	381	—	363	381	354	363	—	354	363
個別貸倒引当金	288	346	—	288	346	309	288	—	309	288

〔業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額〕

(単位：百万円)

	平成 30 年度					平成 29 年度					貸出金 償却	
	個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高			
国 内	288	346	—	288	346	309	288	—	309	288		
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地 域 別 計	288	346	—	288	346	309	288	—	309	288		
法 人	農 業	0	0	—	0	0	—	22	0	—	22	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	59	—	—	59	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	287	287	—	287	287	—	287	287	—	287	
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	業 種 別 計	288	346	—	288	346	—	309	288	—	309	

【注】一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。



◆信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成 30 年度			平成 29 年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	0%	807	146,908	147,716	800	152,785
	2%	—	—	—	—	108
	4%	—	—	—	—	—
	10%	—	5,731	5,731	—	5,738
	20%	5,611	451,461	457,073	6,045	469,203
	35%	—	10	10	—	11
	50%	34,484	287	34,771	27,477	294
	75%	—	0	0	—	25
	100%	8,686	19,070	27,756	10,002	23,760
	150%	—	49	49	—	9
	200%	—	—	—	—	38,146
	250%	—	50,354	50,354	—	3,712
	その他	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—
合 計		49,590	673,874	723,464	44,326	693,796
						738,122

- 【注】 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化工エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクspoージャーがあります。

《信用リスク削減手法に関する事項》

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクspoージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているも

のを適格保証人とし、エクスポート・エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポート・エクスポートについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポート・エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート・エクスポート額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・エクスポートの額

(単位：百万円)

	平成 30 年度				平成 29 年度			
	適 資 産	金 融 保 担	保 証	クレジット・ デリバティブ	適 資 産	金 融 保 担	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—		3,520	—	—		4,319	—
我が国の政府関係機関向け	—		4,416	—	—		4,817	—
地方三公社向け	—		—	—	—		—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,000		—	—	—		—	—
法人等向け	6		5,310	—	100		5,310	—
中小企業等向け及び個人向け	—		—	—	—		—	—
抵当権付住宅ローン	—		95	—	—		102	—
不動産取得等事業向け	—		—	—	—		—	—
三月以上延滞等	—		—	—	—		—	—
証券化	—		—	—	—		—	—
中央清算機関連	—		—	—	—		—	—
上記以外	—		—	—	—		—	—
合計	3,006		13,342	—	100		14,550	—

- 【注】 1. 「エクスポート・エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポート・エクスポートおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポート・エクスポートのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポート・エクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。



『派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項』

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、余裕金の運用方針に基づき運用限度額を設定し、運用しています。なお、長期決済期間取引は行っておりません。

◆派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	平成30年度	平成29年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポート方式	カレント・エクスポート方式

平成30年度

該当する取引はありません。

平成29年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	1	34	—	—	—	34
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	2	75	—	—	—	75
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	4	109	—	—	—	109
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	4	109	—	—	—	109

- 【注】 1. 「カレント・エクスポート方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛け目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

◆与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

◆信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

《証券化工クスポートナーに関する事項》

該当する取引はありません。

《オペレーション・リスクに関する事項》

●リスク管理の方針

当会では、オペレーション・リスクを「当会が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得する市場、信用および流動性リスクを除いたその他リスク」と定義しており、「オペレーション・リスク管理要領」を定めて管理しています。

受動的に発生する各種リスクは、取り巻く環境の変化に伴い、絶えずその種類、顕在化の頻度、影響度等が変化します。また自然災害、テロ、紛争等突発的に発生し、通常、内部環境の整備によって発生可能性を引き下げることが不可能なリスクも存在します。

当会においては、取り巻くリスクの認識漏れをなくす目的から、これら受動的に発生する各種リスクすべてをオペレーション・リスクと定義したうえで、リスクの発生（あるいはそれに伴い想定される損失）そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに区分しております。

また、自主検査要領や情報セキュリティポリシー等の整備により、事務リスク・システムリスクについても低減を図っています。

●オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーション・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

《出資その他これに類するエクスポートナーに関する事項》

●リスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートナー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会は、市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオ（市場性信用リスク資産を含む）を構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場ポートフォリオのうち、出資その他これに類するエクスポートナーについては、他の金利リスク等と併せて「市場リスクマネジメント要領」において管理しており、マネジメントにかかる考え方、体制、手法等を定めて市場ポートフォリオにおけるリスク量が経営体力の範囲内となるよう管理しています。

具体的には、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては、投資方針等の決定（企画）をALM委員会で行い、決定された方針に基づきフロント部署が取引の執行を行い、モニタリング部署がその執行状況およびリスク指標等についてモニタリングを行うとともにリスク管理委員会等に報告しており、それぞれを分離・独立させることによってリスク管理態勢の構築に努めています。



◆出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成 30 年度		平成 29 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	2,876	2,876	4,481	4,481
非 上 場	35,350	35,350	29,964	29,964
合 計	38,226	38,226	34,445	34,445

【注】「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆出資その他これに類するエクspoージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成 30 年度			平成 29 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
351	192	—	513	30	—

◆貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

平成 30 年度		平成 29 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
156	279	451	94

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当するものはありません。

《リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項》

(単位：百万円)

	平成 30 年度	平成 29 年度
ルックスルーワayを適用するエクspoージャー	17,030	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

《金利リスクに関する事項》

●リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

▶リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

▶リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

▶金利リスク計測の頻度

四半期末（3月・6月・9月・12月）を基準日として、IRRBBを計測しています。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、市場金利が上下に1%変動した時（円の場合の金利ショック）に受ける経済価値の変化額を金利リスクとして四半期毎に算出しています。

▶流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.982年となっております。

▶流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

▶流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

▶固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

▶複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

▶スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

▶内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

▶計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

●△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

▶金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

▶金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）

特にありません。



●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項目番号		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	16,023			
2	下方パラレルシフト	0			
3	ステイープ化	11,787			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,023			
8	自己資本額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		51,594			

- ▶ 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第1号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

「金利リスクに関する事項」の用語説明については、以下のとおりです。

- ▶ 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ▶ 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ▶ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ▶ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ▶ 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

【役員等の報酬体系】

DISCLOSURE 2019



《役員》

1. 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

2. 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	50	11

(注1) 対象役員は、経営管理委員6名、理事3名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めてあります。

3. 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任期数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員13人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

《職員等》

●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の役員、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めてあります。

(注2) 「同等額」は、平成30年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としてあります。

(注3) 平成30年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

《その他》

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【信連の概要】

DISCLOSURE 2019



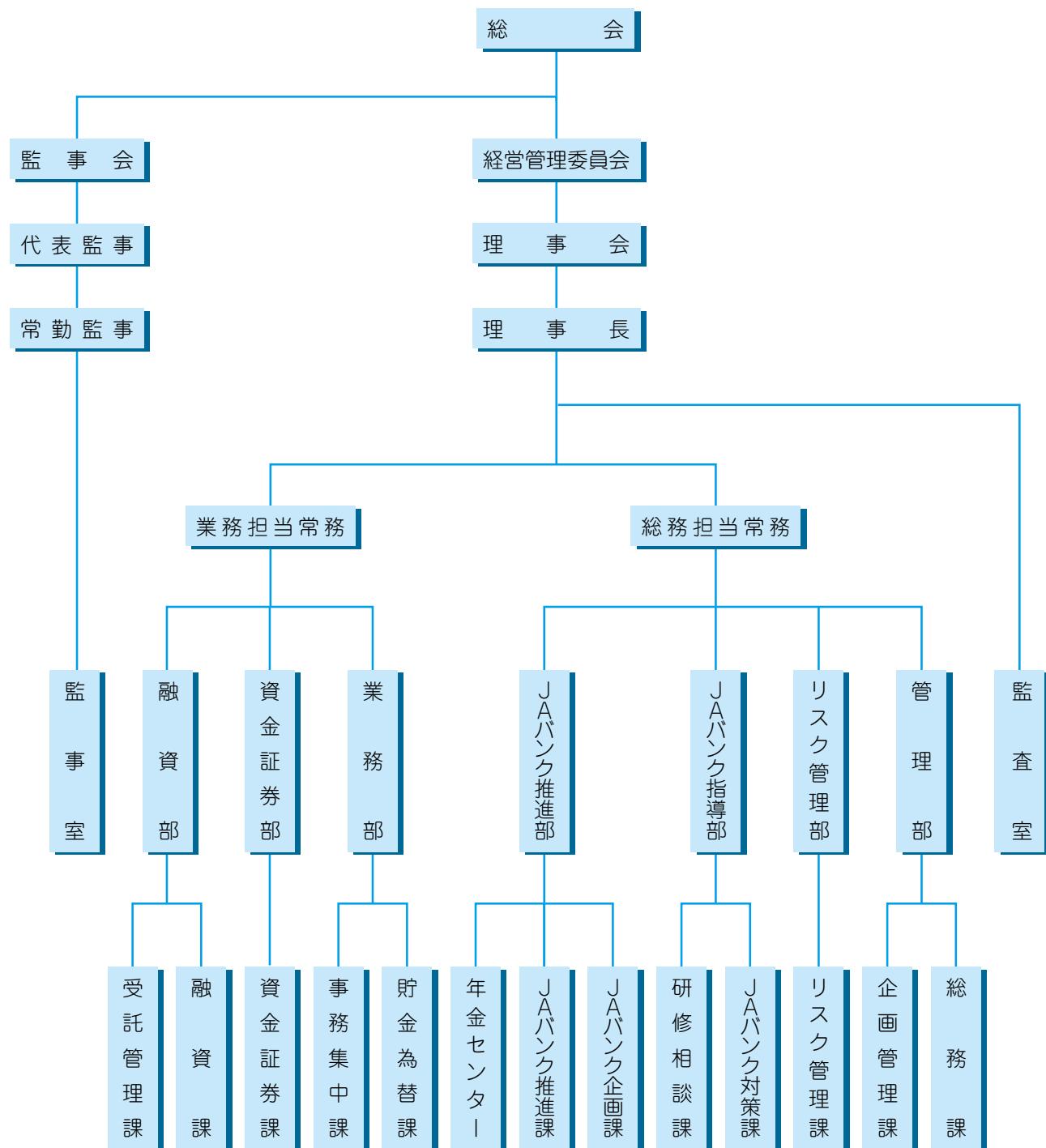
沿革

昭和23年	・宮崎県信用農業協同組合連合会設立	平成10年	・クレジットカード会社との自動キャッシングサービス取扱開始 ・宮崎県信用農業協同組合連合会創立50周年
38年	・貯金量50億円達成		
39年	・全国農協貯金者保護制度発足	11年	・「JA宮崎信連西暦2000年問題対策本部」および「西暦2000年問題対策プロジェクト」設置
41年	・貯金量100億円達成		
48年	・全国農協信用事業相互援助制度発足	12年	・証券投資信託受益証券等の窓口販売業務取扱開始 ・郵便貯金とのCD・ATM提携 ・デビットカード取扱開始
49年	・支所をすべて廃止		
51年	・貯金量500億円達成	13年	・外貨預金業務取扱開始 ・JAネットバンクサービス開始 ・系統イントラネットシステム稼働
52年	・九州地区農協オンラインセンター設立		
53年	・貯金量1,000億円達成	14年	・JAバンクシステムの宮崎県本部設置 ・経営管理委員会制度導入
54年	・全国銀行内国為替制度加盟		
55年	・貯金オンラインシステム稼働	15年	・確定拠出年金の取扱開始 ・第五次全銀システム稼動
57年	・県内農協貯金ネットサービス取扱開始		
59年	・系統貯金ネットサービス取扱開始 ・貯金量2,000億円達成	16年	・JASTEMシステム稼動
60年	・貸出金オンラインシステム稼働 ・市場金利連動型貯金(MMC)取扱開始	17年	・ペイオフ全面解禁 ・セブン銀行とのATM提携
61年	・自由金利型定期貯金取扱開始	19年	・新BIS規制の導入 ・ローンセンターの設置
62年	・第三次全銀システム稼動 ・宮崎地域CDネットサービス(MCS)取扱開始 ・信連内OAシステム稼働	20年	・JAバンクATMの顧客手数料の全国一律無料化
63年	・国債等公共債の窓口販売業務取扱開始 ・受託貸付金オンラインシステム稼働	21年	・貯金量5,000億円達成
平成元年	・特定信連として指定 ・貯金量3,000億円達成	22年	・日本銀行歳入復代理店事務取扱開始
2年	・業態間CDオンライン提携(MICS)	23年	・手形交換所準社員銀行として参加 ・JASTEM次期システム稼動 ・年金センターの設置 ・第六次全銀システム稼動
3年	・自動化機器の日曜日稼働 ・外貨両替業務取扱開始	24年	・県内JAの定期性貯金の商品統一を開始
5年	・宮崎市霧島1丁目1番地1へ新築移転	25年	・コンビニATM(ローソン・イーネット)提携
6年	・流動性預貯金金利の自由化 (預貯金金利完全自由化) ・貯金量4,000億円達成	26年	・法人JAネットバンクサービス開始
7年	・第四次全銀システム稼動	27年	・JAバンクでんさいサービス開始 ・貯金量6,000億円達成
8年	・新オンラインシステム稼働	28年	・県内JAネットローン取扱開始
9年	・自動化機器の祝日稼働	29年	・県内JAネットバンク月額利用料一律無料化
		30年	・マネー・ローンダーリング等への対応を強化

組織

● 機構図

(令和元年7月1日現在)





●役員構成

(令和元年7月1日現在)

【経営管理委員】

役職名	氏名
経営管理委員会会長	藏富英志
経営管理委員会副会長	佐藤友則
経営管理委員	栗原俊朗
経営管理委員	久保順一
経営管理委員	山本照弘
経営管理委員	平島善範
経営管理委員	福良公一

【理事】

役職名	氏名
代表理事理事長	迫義文
常務理事	村角浩史
常務理事	甲斐哲也

【監事】

役職名	氏名
代表監事	入佐美昭
監事	松浦寿勝
常勤監事	三秋芳郎
員外監事	大谷哲生

●会員数

資格別	平成31年3月末	平成30年3月末
正会員	20	20
准会員	23	23
合計	43	43

●職員数

区分	平成31年3月末	平成30年3月末
参考事	0	0
男予職員	77(8)	80(9)
女予職員	32(0)	33(0)
合計	109(8)	113(9)

() うち嘱託常傭人

■ 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

■ 店舗等のご案内

●店舗一覧

(令和元年7月1日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	宮崎市霧島1丁目1番地1	0985(31)2062

●協同会社

(平成31年3月31日現在)

名称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資比率	業務内容
(株)九州地区農協オンラインセンター	福岡市南区横手2-13-35	昭和52年10月1日	85億円	12.44%	九州地区の農協・農協連合会業務の電算機による処理

●自動化機器の設置状況

ATM（現金自動預入・支払機）の設置台数

(令和元年7月1日現在)

区分	機種	店舗内	店舗外
J A設置	ATM	97	46(6)
信連設置	ATM	2	1(1)

() うち共同設置台数



自動化機器設置状況一覧表

(令和元年7月1日現在)

JA名	店舗名 (設置場所)	機種	稼働時間帯			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
宮崎中央	本 店	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	コア花ヶ島	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
	宮 崎	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	イオン宮崎SC	ATM	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00
	生 目	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	住 吉	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	蓮 ケ 池	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	宮崎営農センター	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	大 淀	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	大 塚	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	倉 岡	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	南 宮 崎	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	南宮崎営農センター	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	赤 江	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	Aコープ木花	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	青 島	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	内 海	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	二トリモール	ATM	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	赤 江 南	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	恒 久	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	加 納	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	田 野	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	佐 土 原	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	野菜集送センター	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	那 珂	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	西 佐 土 原	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	高 岡	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	穆 佐	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	国 富	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	木 脇	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	森 永	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	八 代	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
綾 町	本 所	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
西 都	Aコープ西都	ATM	8:45~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	中 央	ATM	8:45~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	西 米 良	ATM	8:45~17:30	9:00~17:00	—	—
	三 財	ATM	8:45~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
児 湯	本 所	ATM	8:45~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	新 富	ATM	8:45~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	木 城	ATM	8:45~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	新 田	ATM	8:45~18:00	9:00~18:00	—	—
	上 新 田	ATM	8:45~18:00	9:00~18:00	—	—

(令和元年7月1日現在)

JA名	店舗名 (設置場所)	機種	稼働時間帯			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
尾 鈴	本 所	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	農	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
はまゆう	日 南	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	吾 田	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	飫 肥	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北 郷	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	南 郷	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	串 間	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
串間市大東	本 所	A T M	8:45~20:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	大 平 店 舗	A T M	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
都 城	本 所	A T M	8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	姫 城	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	五 十 市	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	沖 水	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	都 北 事 業 所	A T M	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	志 和 池	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	梅 北	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	安 久	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	庄 內	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	西 岳	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	三 股	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	三 股 町 役 場	A T M	9:00~18:00	—	—	—
	三 股 (豊 池)	A T M	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	山 之 口	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	高 城	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	朝霧の里みやこんじょ	A T M	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	有 水 出 張 所	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	山 田	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	山田支所営農経済店外	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	高 崎 (江 平)	A T M	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	高 崎	A T M	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
こばやし	西 支 所	A T M	8:30~17:00	—	—	—
	北 支 所	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	中 央	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	中 央 (駅 前)	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	高 原	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	高 原 (出 口)	A T M	8:30~17:00	—	—	—
	高 原 (後 川 内)	A T M	8:30~17:00	—	—	—
	野 尻	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	野 尻 (三ヶ野山)	A T M	8:30~17:00	—	—	—
	野 尻 (紙 屋)	A T M	8:30~17:00	—	—	—



(令和元年7月1日現在)

JA名	店舗名 (設置場所)	機種	稼働時間帯			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
えびの市	本 店	ATM	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	飯 野	ATM	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	加 久 藤	ATM	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	真 幸	ATM	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
延 岡	伊形(土々呂)	ATM	8:30~18:00	—	—	—
	A コープ一ヶ岡	ATM	8:30~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00
	恒 富	ATM	8:30~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオント延岡	ATM	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	恒富(伊達)	ATM	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	東 延 岡	ATM	8:30~22:00	8:30~22:00	8:30~22:00	8:30~22:00
	岡 富	ATM	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	マックスバリュー	ATM	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	岡富(富美山)	ATM	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00
	南 方	ATM	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	南 方(平田)	ATM	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00
	東 海	ATM	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00
	A コープ桜ヶ丘	ATM	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00
	北 方	ATM	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北 川	ATM	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北 浦	ATM	7:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
日 向	日 向	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	グリーントップ	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	岩 脇	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	美 々 津	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	日 知 屋	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	財 光 寺	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	A コープひら	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	塩 見	ATM	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	A コープ門川	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	草 川	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	東 郷	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	南 郷	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	西 郷	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	北 郷	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	諸 塚	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	椎 葉	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
高千穂地区	本 所	ATM	7:00~18:00	7:00~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00
	A コープ高千穂	ATM	9:30~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00
	玄 武 山	ATM	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
	岩 戸	ATM	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
	日 之 影	ATM	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
	A コープ五ヶ瀬	ATM	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
信 連	本 所	ATM	8:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

※共同設置で他行幹事行のものは除いています。

【索引】

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

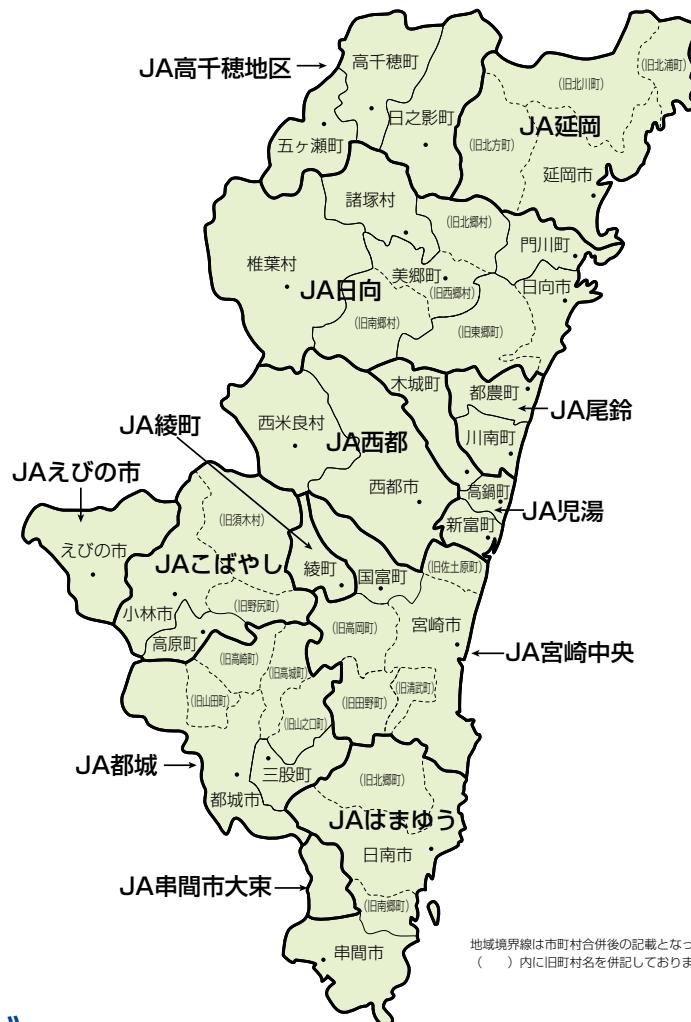
単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1 概況および組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	69
(2) 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	70
(3) 事務所の名称および所在地	71
(4) 特定信用事業代理業者に関する事項	70
2 主要な業務の内容	18～22
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	11
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	42
a 経常収益	
b 経常利益	
c 当期剰余金	
d 出資金および出資口数	
e 純資産額	
f 総資産額	
g 貯金等残高	
h 貸出金残高	
i 有価証券残高	
j 単体自己資本比率	
k 剰余金の配当の金額	
l 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	42～43
b 貯金に関する指標	43
c 貸出金等に関する指標	44～47
d 有価証券に関する指標	48
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	3
(2) 法令遵守の体制	4
(3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	15
(4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	7
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	26、27～28、30
(2) 貸出金にかかる額およびその合計額	46
a 破綻先債権に該当する貸出金	
b 延滞債権に該当する貸出金	
c 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金に係る事項	47



(4) 自己資本の充実の状況	51～54
(5) 取得価額または契約価額、時価および評価損益	49～50
a 有価証券	
b 金銭の信託	
c デリバティブ取引	
d 金融等デリバティブ取引	
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	47
(7) 貸出金償却の額	47
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）	
役員等の報酬体系	66
信連の概要	68～71

宮崎県のJA



地域境界線は市町村合併後の記載となっております。
() 内に旧町名を併記しております。

©よりぞう



ホームページ

当会およびJAバンク宮崎の情報はインターネットでご覧いただけます。

JA宮崎信連のホームページアドレス
<http://shinren.ja-miyazaki.jp/>

JAバンク宮崎のホームページアドレス
<http://ja-bank.ja-miyazaki.jp>

LINE@ × @jabkmiyazaki

キャンペーン情報や LINE のお友だち限定情報などを随時お届けします。



お友だち
になって
お得な情報を
GETしよう!

